

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告 Q &amp; A

Q 1 様式に「法人にあっては代表者の氏名」とありますが、支店長名や工場長名での報告でもよいか。

A 1 報告者は、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）で、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。）の運搬又は処分を他人に委託している事業者（以下「マニフェスト交付者」という。）です。

原則として、法人の代表者が報告者となりますが、支店長や工場長など、産業廃棄物処理委託契約の権限のある方が報告者となることは、差し支えありません。

## 【参考事項】

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第6項（報告書の作成・提出）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条の27（管理票交付者の報告書）

Q 2 電子マニフェストと紙マニフェストを併用している場合は、報告の対象になるか。

A 2 紙マニフェスト分が、本報告の対象になります。

## 【参考事項】

- ・ 規則第8条の27（管理票交付者の報告書）
- ・ 規則第8条の36（情報処理センターによる報告）

Q 3 報告書の様式はどこで入手できるのか。

A 3 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課のホームページに掲載しています。インターネットが利用できない方は、管轄の環境保健所（健康福祉センター）の担当窓口で入手いただくようお願いします。

なお、報告書の様式は規則第8条の7に規定する様式第3号（産業廃棄物管理票交付等状況報告書）になります。

## 【参考事項】

- ・ 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課ホームページ  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/kanrihyou/kanrihyou.html>
- ・ 各健康福祉センター（環境保健所）

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
岩国健康福祉センター	740-0061	岩国市三笠町一丁目1-1	0827-29-1524	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター	742-0032	柳井市古開作中東条658-1	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター	745-0004	周南市毛利町二丁目38	0834-33-6429	周南市、下松市、光市
山口健康福祉センター	753-8588	山口市吉敷下東三丁目1-1	083-934-2536	山口市、防府市
宇部健康福祉センター	755-0031	宇部市常盤町二丁目3-28	0836-31-3200	宇部市、山陽小野田市、美祿市
長門健康福祉センター	759-4101	長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター	758-0041	萩市江向531-1	0838-25-2663	萩市、阿武町

Q 4 報告書を提出しないと罰則等があるのか。

A 4 提出していただけない場合は、報告いただくよう勧告する場合があります。さらに、勧告に従っていただけない場合には、その旨を公表する場合があります。公表後も正当な理由によらず、勧告に係る措置を執っていない場合は、勧告に係る措置をとることを命ずる場合があります。

なお、この命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

【参考事項】

- ・法第12条の6（勧告、公表、命令）
- ・法第29条第12号（罰則）

Q 5 報告書を提出すれば、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」や「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」の提出は必要ないか。

A 5 「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」及び「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」といった多量排出事業者に係る報告は、従前どおり前年度分を6月30日までに管轄の環境保健所（県健康福祉センター）に提出する必要があります。

【関係条項】

- ・法第12条第8項（産業廃棄物多量排出事業者の報告）
- ・法第12条の2第9項（特別管理産業廃棄物多量排出事業者の報告）

Q 6 報告書には、マニフェスト（A～E票）を添付する必要があるか。

A 6 報告書にマニフェストを添付する必要はありません。

Q 7 報告書は記入部分が4行しかないが、5行目以降を記入するには、どのように記入すればよいか。

A 7 法定様式の報告書を複写してお使いいただくか、追加記入する場合の別紙様式を作成しましたので、ご利用ください。様式はホームページに掲載しています。

【参考事項】

- ・山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課関係ホームページ  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/kanrihyou/kanrihyou.html>

Q 8 報告書の提出先はどこか。

A 8 各排出事業場を管轄する環境保健所に提出してください。（A3を参照）  
 郵送される場合は、封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と朱書きで御記入をお願いします。

なお、排出事業場が下関市に所在する場合は、下関市環境部廃棄物対策課  
 （〒751-0847 下関市古屋町一丁目18-1、Tel：083-252-7152 Fax：083-252-1329）  
 に報告してください。

Q 9 報告書はいつまでに提出すればよいか。

A 9 毎年、前年度の実績について、4月1日から6月30日までの間に提出してください。

【参考事項】

- ・規則第8条の27（管理票交付者の報告書）

Q10 建設業で、排出事業場（現場）が短期間であり、又所在地が一定しない場合は、報告書はまとめて提出できるのか。まとめて提出できる場合、事業場に関する事項は、そのように記入すればよいか。

A10 建設現場等、山口県の区域内（下関市を除く）に、設置が短期間であり、又は、所在地が一定しない事業場が複数ある場合には、これらの事業場を1つの事業場としてまとめて記入し、本店や支店等の場所を管轄する環境保健所に提出してください。なお、山口県の区域内（下関市を除く）に支店等がない場合は、主たる建設現場等を管轄する環境保健所に提出してください。事業場に関する事項の記入は、次の例を参考にしてください。

（記入例）

事業場の名称： 支店管轄の建設現場（3箇所）

事業場の所在地： 山口市（1箇所） 宇部市（1箇所） 周南市（1箇所）

電話番号：（現場を管轄する支店等の電話番号を記入してください。）

Q11 提出部数は何部か。

A11 各環境保健所に提出する部数は、正副2部の提出をお願いします。なお、控えの返送等はいりませんので、提出前に自らの控えをとってから提出してください。他の都道府県や政令市へ報告する場合は、各報告先へ確認してください。

Q12 報告書に捺印（社印、代表者印等）する必要があるか。

A12 報告書への捺印は規定されていません。社内ルール等により各事業者の判断に委ねるものとします。

Q13 マニフェストを3月31日に交付した場合で、最終処分のE票が戻ってこない場合は、6月30日までに報告できないが、どのようにすればよいか。

A13 報告書は前年度1年間に交付したマニフェストの交付等状況の報告であり、その年の3月31日現在で交付したマニフェストの状況を記入してください。

【参考事項】

- ・規則第8条の27（管理票交付者の報告書）

Q14 複数の業種を営む事業者は、業種ごとに報告書を作成するのか。

A14 事業者の主要事業の業種として報告してください。ただし、業種ごとに報告書をそれぞれ取りまとめて報告していただいても構いません。

Q15 業種欄の記入について、平成19年11月6日総務省告示第618号により、日本標準産業分類が改訂され新しくなっているが、山口県知事への報告は以前の産業分類（平成14年3月改訂）により報告するのか。

A15 平成20年度（平成19年度実績）の報告については、平成14年3月改訂の日本標準産業分類により記入をお願いします。なお、平成21年度（平成20年度実績）以降の報告については、新しい産業分類による記入をお願いします。

Q16 産業廃棄物の種類は、どのように記入するのか。

A16 法第2条第4項、同施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則として記載します。また、法第2条第5項、同施行令第2条の4に規定する特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し産業廃棄物と分けて記入してください。

シュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、その混合物の一般的な名称を記入して差し支えありませんが、併せて含まれる産業廃棄物の種類を記入してください。

（参考：平成19年度実績 産業廃棄物管理票交付等状況報告記入関係）

産業廃棄物の種類	
燃え殻	焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど
汚泥	工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの
廃油	潤滑油、洗浄油などで不要になったもの
廃酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などの酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る）、紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの
木くず	建設業に係るもの（紙くずに同じ）、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの
繊維くず	建設業に係るもの（紙くずに同じ）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から排出されるもの
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄くず、切削くず、スクラップなど
ガラスくず等	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず
鋳さい	鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい（スラグ）、キューポラのノロ、ボタなど

がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片その他これに類する不要物
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記に掲げる産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物など）

### 特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油	揮発油類，灯油類，軽油類の燃えやすい廃油
引火性廃油（有害）	上記＋判定基準を超過する有害物質を含むもの
強酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃液
強酸（有害）	上記＋判定基準を超過する有害物質を含むもの
強アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃液
強アルカリ（有害）	上記＋判定基準を超過する有害物質を含むもの
感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物（血液、血液の付着した注射針、採血管など） 病院、診療所、衛生検査所、感染性病原体を取り扱う施設であって助産所、獣医診療施設、医学、歯学、薬学、獣医学に係る試験研究機関等から発生したもの
PCB等	PCBを含む廃油，PCB汚染物，PCB処理物
廃石綿等	吹き付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、石綿建材除去事業用具類、特定粉じん発生施設で集じん施設により集められたもの等
指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥（基準に適合しないもの）
鉍さい（有害）	水銀、カドミウム、鉛、有機りん化合物、六価クロム、砒素、シアノ、PCB、トリクロロフルン、テトラクロロフルン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロフルン、シス-1・2-ジクロロフルン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チオラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はそれらの化合物、ダイオキシン類を基準値以上含む燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、13号廃棄物であって特定施設から排出されたもの（ダイオキシン類は、燃え殻、汚泥、ばいじん、13号廃棄物に限る。）

Q17 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はどのように記入すればよいか。

A17 「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」、「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」のように記入してください。

Q18 「排出量」欄は、単位がt（ト）になっているが、マニフェストの記入がm<sup>3</sup>（立方メートル）の場合はどのように記入するのか。

A18 重量単位のt（ト）で記入してください。容積単位のm<sup>3</sup>（立法メートル）やL（リットル）から重量のt（ト）に換算する場合は、法施行通知（H18.12.27 環産産発061227006）に換算係数が提示されているので、参考にしてください。（当課ホームページに掲載）

載しています。)

また、電子マニフェストを利用する際の詳細な換算係数がありますので参考にしてください。((財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページ : [http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/gyouseihoukoku\\_jyuuryoukanzankeisuu.pdf](http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/gyouseihoukoku_jyuuryoukanzankeisuu.pdf))

Q19 800gや2kgの委託があるが「排出量」欄は、t(ト)で記入するのか。

A19 t(ト)に換算して、小数点で記入してください。

$$800g \div 1000000 = 0.0008t$$

$$2kg \div 1000 = 0.002t$$

Q20 「処分業者」欄は、中間処理業者又は最終処分業者のどちらを記入するのか。

A20 中間処理を伴う場合は、中間処理業者(いわゆる1次マニフェスト)分を記入してください。直接埋立を行う場合は、最終処分業者を記入してください。

Q21 2次マニフェスト以降も報告対象となるのですか。

A21 中間処理業者の中間処理産業廃棄物を委託処理を行う場合のマニフェスト交付についても、本報告の対象となります。

Q22 産業廃棄物を排出事業者自らが運搬した場合も報告書の提出が必要か。

A22 自己運搬の場合はマニフェストの交付はありませんが、処分を他人に委託した場合はマニフェストの交付が必要です。従って、報告書の「運搬受託者の氏名又は名称」欄に「自己運搬」と記入し、処分関係欄に所要の事項を記入してください。

Q23 処分先まで、区間を区切って運搬を委託(積替え保管)している場合、運搬受託者はどのように記入すればよいか。

A23 積替え保管などにより複数の運搬業者が運搬を行う場合は、区間ごとの運搬業者について全て記入します。2区間以降の記入は、下の別行に運搬受託者の許可番号等を記入してください。(記入例を参照してください。)

Q24 「運搬受託者の許可番号」欄は、積みおろし場所を管轄する自治体が山口県(下関市を除く。)以外になる場合にはどのように記入するのか。

A24 排出事業場の所在地(積載場所)の自治体の(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可番号を記入してください。なお、積替保管施設を経由する場合は、当該積替え保管場所から処分先の運搬について、下段の別行に、積替保管施設の所在地(積載場所)の自治体の許可番号を記入してください。